

**No10 知ってほしいな「特別支援教育」のこと！（その1）****— 特殊教育から特別支援教育へ —**

“特殊教育”や“特殊学級”という言葉からは、「閉鎖的」「隔離的」というような、どちらかと言えばネガティブな印象をお持ちの方が少なくないと思います。

それは、“**特殊教育**”がこれまで、児童生徒の障がいの種類や程度に応じて、“**盲・聾・養護学校**”や“**特殊学級**”という特別な場で、**特別の配慮の下に手厚くきめ細かな教育を行ってきた**という歴史にあります。

しかし、**ノーマライゼーション**の進展や、社会状況の変化などにより、これからは、児童生徒の視点に立って、一人ひとりのニーズを把握して必要な支援を行うという考え方に転換することになったのです。このことは、特殊教育が果たしてきた役割や実績を否定するのではなく、むしろ継承・発展させていこうとするものです。

**【ノーマライゼーション】**

障がい者や高齢者など、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来のあるべき姿であるという考え方。



“**特殊教育**”から  
『**特別支援教育**』への転換

**発達障がいとは…**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

また、平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、発達障がいにより学習や生活面での特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%程度の割合で存在する可能性が示されました。

「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている児童生徒に加え、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うことが定められました。